

**第七次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針
及び武蔵野市行財政改革アクションプラン
(令和 7 ～11 年度)**

中間のまとめ

**令和 6 年 12 月
武蔵野市**

中間のまとめ(案)に対するご意見は、令和 7 年 1 月 15 日(水・必着)までに、
以下の提出先へ意見提出フォーム・Eメール・郵送・FAX・持参のいずれかの
方法で、氏名・住所・電話番号を明記のうえ、ご提出ください。

(提出先)

武蔵野市総合政策部企画調整課
行政経営・自治推進担当

【メール】

【意見提出フォーム】



〒180-8777 武蔵野市緑町 2 - 2 - 28

Eメール SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp

FAX 0422-51-5638

第七次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針

中間のまとめ

第七次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 中間のまとめ

目次

1. 策定の背景	1
(1) 本市における行財政改革のこれまでの取り組み	1
(2) 本市を取り巻く社会環境の変化	1
2. 基本方針の位置付け	2
3. 基本方針の期間	2
4. 第六次行財政改革を推進するための基本方針及びアクションプランの実績と評価	3
(1) 令和3年度から令和5年度までの実績	3
① 自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関係性構築【地域】における実績	3
② レジリエンスの向上とチャレンジしやすい組織風土の醸成【組織】における実績	3
③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】における実績	3
④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】における実績	4
⑤ 必要な施策を良質で効率的に実行するための体制構築【政策】における実績	4
(2) 評価	4
5. 行財政改革を推進するための基本方針	5
(1) 行財政改革の理念	5
(2) 基本方針の体系	5
① 自治の基本原則に基づく地域と行政のさらなる連携・協働の仕組みづくり【地域】	6
② リスクや課題に対し柔軟で強固な体制構築と活発なコミュニケーションが生まれる組織 風土の醸成【組織】	7
③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】	7
④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】	8
⑤ 必要な施策を効果的・効率的に実行するための制度構築【政策】	8

1. 策定の背景

(1) 本市における行財政改革のこれまでの取組み

本市においては、昭和 58 年に行財政点検委員会を設置して以降、その時々¹の社会経済状況の変化に対応しつつ、地方分権の流れやその他の国の政策変更を背景としながら、一貫して市民のための行財政改革を進めてきた。現在は、行政としての主要な経営資源である「人材」、「組織」、「財務」に関する視点に、自治基本条例によるさらなる市民との協働を推進する観点から「地域」の視点、業務効率化や優先順位の高い業務への選択と集中という観点から「政策」の視点を加えて整理した「武蔵野市第六次行財政改革を推進するための基本方針」（以下「第六次行革基本方針」という。）に基づき、行財政改革を着実に推進している。

昭和 58 年	行財政点検委員会を設置
平成 6 年	中期行財政運営推進本部を設置
平成 7 年	中期行財政運営懇談会を設置
平成 8 年	中期行財政運営懇談会答申を十分に尊重し、中期行財政運営対策本部において検討した結果、中期的な行財政運営の基本方針として「 行財政改革を推進するための基本方針 」を策定
平成 10 年	新世紀の市役所の組織・経営を考える委員会（新しい仕事のやり方委員会）を設置
平成 15 年	武蔵野市行財政改革検討委員会を設置
平成 17 年	武蔵野市行財政改革検討委員会答申を十分に尊重し、4 つのテーマを設定した「 第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 」を策定
平成 18 年	武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会を設置
平成 20 年	武蔵野市行財政改革推進本部を設置
平成 21 年	リーマンショックを契機とした厳しい経済状況や人口構造の変化などに加え、第二次地方分権改革が本市に与える影響も考慮した「 第三次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 」を策定
平成 25 年	第五期長期計画において掲げられた 4 つのまちづくりの目標に基づき「 第四次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 」を策定
平成 29 年	第五期長期計画・調整計画で盛り込まれた「連携」や「分野をまたぐ施策の視点」を追加する形で「 第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 」を策定
令和 3 年	「人材」、「組織」、「財務」に関する視点はもとより、自治基本条例によるさらなる市民との協働を推進する観点から「地域」の視点、業務効率化や優先順位の高い業務への選択と集中という観点から「政策」の視点を加えて整理した「 第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 」を策定

(2) 本市を取り巻く社会環境の変化

現在の世界的な社会経済を巡る状況は、新型コロナウイルス感染症の流行による一時的な人流や経済活動等の停滞から回復しつつあるが、政治や宗教の対立による地政学的な緊張やそれに伴う経済的

な状況等、社会・経済全体の不確実性は未だ継続している。

我が国においても、内閣府の「月例経済報告（令和6年9月）」において、「海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と指摘がなされるほか、自然災害、人口減少や、生活困窮者、家計急変者の増加や都市インフラの老朽化等様々な課題が山積している。

本市においては、市民の高い担税力に支えられ、比較的健全な財政を維持しているものの、社会保障費の増加、老朽化した公共施設及び都市基盤の更新費用等の大幅な増加などを踏まえると楽観視できる状況ではない。第六期長期計画・調整計画では「新規政策については財源も含めた十分な検討を行うなど、財政規律を維持しながら、必要な投資については積極的に行う必要がある」ことや、「事務事業及び補助金等の見直しの実施、政策再編による事業の組み替えや廃止を行い、経常的事業経費の節減に取り組みながら、より重要な施策への予算配分を行う」ことを記載している。

中長期的な視点では財源や人的資源に限りが生じてくる一方、技術革新が加速し、市民サービスの提供のあり方も変化してきている。重要度の高いニーズに積極的に対応し、より高い効果を発揮していくため、自治体 DX による変革や、既存事業の見直しをさらに効果的に進められる仕組みの構築などが求められている。

2. 基本方針の位置付け

第六期長期計画・調整計画は、令和2年度を初年度とする第六期長期計画における基本的な考え方を継承しつつ、長期計画策定後に生じた様々な社会状況の変化や法令の改正、新たな市政の課題等に的確に対応していくため、令和6年度から令和10年度を計画期間として策定された。

第七次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針（以下「本方針」という。）は、第六期長期計画を下支えする第六次行革基本方針の内容と理念を継承しつつ、新型コロナウイルス感染症の流行をはじめとした社会情勢の変化を受けながら実施した事業の実績等を踏まえ、策定するものである。第六期長期計画・調整計画における行財政分野の施策を推進し、それらの質の向上のための基本的な考え方として、本方針を位置付ける。

※第六期長期計画における基本的な考え方…①計画に基づく市政運営、②情報共有の原則、③市民参加の原則、④協働の原則

3. 基本方針の期間

第六期長期計画に基づく第六次行革基本方針の終了年度が令和6年度であるため、新たに行財政改革を推進するための基本方針を定めるものである。

なお、行財政改革を推進するための基本方針の終了年度については、長期計画の実行計画の計画終了年度に合わせることにしている。第六期長期計画・調整計画は令和6年度から令和10年度までを計画期間としているが、市長の交代により、新たに令和7年度から令和11年度を計画期間とする第六期長期計画・第二次調整計画が策定されることとなった。そのため、本方針の期間は、第六期長期計画・第二次調整計画の計画期間に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

4. 第六次行財政改革を推進するための基本方針及びアクションプランの実績と評価

令和3年度から令和6年度までを期間とする第六次行革基本方針では、地域、組織、人材、財務、政策に関する視点により5つの基本方針の体系を整理し、それに基づくアクションプランにより行財政改革を推進している。

(1) 令和3年度から令和5年度までの実績

① 自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関係性構築【地域】における実績

自治基本条例における市民自治の基本原則に基づき、地域と行政との新たな関係性を築く取組みとして、第六期長期計画・調整計画の策定において市民参加の手法を検討し、オンラインによる市民ワークショップ、中高生世代と策定委員の意見交換会を初めて実施した。また、各分野における行政課題を克服するための担い手または公共サービスの担い手としてさらなる連携・協働を図るため、(公財)武蔵野文化事業団と、(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合を支援し、令和4年に(公財)武蔵野文化生涯学習事業団が発足したほか、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会にオブザーバーとして参加した。市民と行政とのコミュニケーションの充実を図るため、中高生世代による第六期長期計画・調整計画のPR動画作成や、道路情報システムの稼働といった新たな取組みを実施し、市政に関する情報共有を多様な手段で実施した。

② レジリエンスの向上とチャレンジしやすい組織風土の醸成【組織】における実績

地域防災計画の修正に合わせ、令和5年3月に震災対応型BCPを改定した。改定にあたっては、行政機能の被害想定等を更新するとともに、各課における非常時優先業務の整理を行い、災害時特有の応急対策業務と優先して実施すべき通常業務の関係を明確にし、一覧表で管理ができるよう様式を改めた。

第8次職員定数適正化計画を着実に推進するとともに、多様性を認め合い、組織としてのコミュニケーション力を高めるため「ダイバーシティ推進研修」等を実施した。また、活発なコミュニケーションを促進するために、全庁の端末でWeb会議システムを利用できる環境の整備や、職員同士の交流を促すフレキシブルスペースとしての活用を試行する等、ICTの活用方法の周知や環境整備を行った。

③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】における実績

人材の確保の取組みとして、大学や企業主催の就職説明会等への参加や、若手職員を中心とするワーキングチームが作成した動画やパンフレットにより、職員採用のPRを行った。また、一般技術職については、技術系学生向けのインターンシップを実施したほか、受験資格(年齢)の拡大や採用試験日程の見直しを行った。

人材育成については、自己啓発への取組みとして、助成額の増額等資格取得助成制度を見直した。また、専門職について、一般技術職は「一般技術職のあり方」、保健師は「保健師育成基本方針」を策定し、それらに基づき、体系的な人材育成を実施している。

職員が互いの多様性を認め合い、やりがいをもって働くための取組みとして、時差勤務、テレワーク

の試行実施及び本格導入に向けた調査・研究に加え、障害者雇用の推進及び就労の定着支援を実施した。

また、保育人材や学童クラブ支援員、教員等に加え、高齢者や障害者本人とその家族を支える人材、次世代の地域の担い手としての中高生等、地域における多様な人材の確保、育成に取り組んだ。

④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】における実績

新たな事務事業見直しの仕組みを導入し、令和3年度から5年度末時点まで、109件の事業評価により、合計99,924千円の事業費等の節減を行った。また、パンフレットへの広告掲載による作成経費の削減を図る取組みを継続した。

令和4年に策定した第2期公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の計画的な更新を図るとともに、未利用地・低利用地については、「未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針」を踏まえた活用等により、管理コストの節減や歳入の増加を図った。

⑤ 必要な施策を良質で効率的に実行するための体制構築【政策】における実績

第六期長期計画・調整計画策定時に「新たな行政評価制度（案）」を構築、試行し、第七期長期計画策定時の本格実施に向けて制度を完成させるための検討を行った。また、各種手続きで電子申請サービスを用いてオンライン化を進め、令和5年度末時点で687件の手続きがオンラインで可能となった。令和3年度から令和5年度末までにおいて、92の業務でA I・R P Aを活用するとともに、文書の電子決裁の一部導入を開始し、業務の効率化を図り、サービスの向上に努めた。

（２）評価

第六期長期計画を下支えする第六次行革基本方針では、長期計画策定時には想定されていなかった新型コロナウイルス感染症による社会への影響を鑑み、行政として公共サービスの根幹であるセーフティネット機能の重要性を再認識し、適切に取組みを行った。令和5年度末時点でのアクションプランの取組状況では、77事業中72事業が事業完了若しくは計画通りに進捗しており、着実に施策を実施している。

国の動向として、令和3年には、未来志向のD Xを大胆に進めることを目的としてデジタル庁が設立された。これに伴い本市においても行政手続きのオンライン化やR P A等のデジタル技術を活用した新たな取り組み等、「書かない窓口」をはじめとした、いわゆる自治体D Xを推進してきた。今後、より一層進めていく。

一方で、対面によるコミュニケーションの重要性についても再認識することとなり、市民・議会・行政の対話を重視しながら、様々な主体との連携、協働の取組みを推進している。情報共有においても、情報の受け手に伝わるような内容、手法も含め引き続き検討していく必要がある。

公共施設の再構築や市有地の有効活用、健全財政の維持や人材の確保・育成といった限られた経営資源を最大限有効活用した取組みは、これまでも社会経済の変化に対応しながら着実に実施してきた。今後もより質の高い、効果的・効率的な事業実施を進める必要がある。

5. 行財政改革を推進するための基本方針

(1) 行財政改革の理念

これまでの実績と評価の整理を踏まえ、さらなる行財政改革を推進するため、以下の理念に基づいて方針を定める。

行財政改革の理念

「自治基本条例に基づく市民と行政との連携による希望と活力があふれる武蔵野市とするため、組織としての適応力の向上を図りつつ、より一層の透明性と公正性を確保しながら、堅実な財政運営と未来への投資とを両立できる持続可能な自治体運営を実行する」

新型コロナウイルス感染症が広く影響を及ぼす中、公共的なセーフティネット機能の重要性を改めて確認し、堅実な財政運営と未来への投資とを両立できる自治体運営を実行すべく行財政改革を推進してきた。引き続きセーフティネット機能の重要性を前提として、非常時や、予測しにくい状況においても、変化を捉えて適応し、前向きかつ着実に事業を実施できるよう仕組みや体制を整えながら、第六期長期計画の5つの基本目標の達成に向け、新たな価値を創出する志向性を持ち、分かりやすく丁寧な情報発信、情報共有をしながら改革を推進する。

※第六期長期計画の基本目標…①多様性を認め合う支え合いのまちづくり、②未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり、③コミュニティを育む市民自治のまちづくり、④このまちにつながる誰もが住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり、⑤限りある資源を生かした持続可能なまちづくり

(2) 基本方針の体系

上記の理念に基づき、第六次行革基本方針から引き続く5つの視点を踏まえた基本方針により行政運営を行うこととする。

- ① 自治の基本原則に基づく地域と行政のさらなる連携・協働の仕組みづくり【地域】
 - ①—ア 様々な主体との連携・協働の推進
 - ①—イ 「伝える」「伝わる」情報提供の推進と広聴機能の拡充
 - ①—ウ 市の魅力発信と地域への愛着の醸成
- ② リスクや課題に対し柔軟で強固な体制構築と活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成【組織】
 - ②—ア リスクや課題に対し柔軟に対応できる強固な組織づくり
 - ②—イ 多様性を生かした活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成
- ③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】
 - ③—ア 多様な人材の確保・育成
 - ③—イ 職員が心身ともに健康で活躍できる環境づくり

④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】

④—ア 限られた経営資源（人材、組織、財務）を最大限活用し、健全な財政運営を維持するための体制強化

④—イ 公共施設等の再構築と市有地の利活用

⑤ 必要な施策を効果的・効率的に実行するための制度構築【政策】

⑤—ア 政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しによる全体最適化

⑤—イ デジタル技術を活用した業務効率化と市民サービスの拡大

① 自治の基本原則に基づく地域と行政のさらなる連携・協働の仕組みづくり【地域】

自治の基本原則においては、行政は、住民の意思を尊重し、地域の特性に応じた施策を展開することとされている。市民参加の第一歩として、市民が求める市政情報を積極的に提供するなど説明責任を引き続き果たしていく。また、職員がより一層まち（地域）に出ることを含め、地域のニーズ把握の機会を創出し施策に反映させる。併せて地域への愛着を醸成することで市民参加を促進することにより、地域の発展と住民の福祉向上を図る。

①—ア 様々な主体との連携・協働の推進

これまで、多様な主体との協働により公共課題を解決してきたが、さらに複雑化・多様化する公共課題の解決のために、自治基本条例において、自治の基本原則の一つに協働を位置付けた。協働を効果的に進めるため、公民連携ガイドライン（仮称）を策定し、市民、市民団体、NPO、財政援助出資団体や民間企業、大学、自治体等といった様々な主体との、PFIや指定管理者制度、協定締結、業務委託等のほか、専門性を有する外部人材の登用も含めた幅広い連携・協働を推進する。

①—イ 「伝える」「伝わる」情報提供の推進と広聴機能の拡充

多様な手段による市政の「伝える」「伝わる」情報発信と、的確なニーズを把握するための広聴の機会を設ける必要がある。市民に対して市報、ホームページ、季刊誌、各種ソーシャルメディア等の手段により、それぞれの特徴を活かし、外部人材の知見等も活用しながら、より親しみやすい情報発信とともに、これまで行ってきた市民意識調査や市長への手紙等といった広聴手段の更なる充実を図る。

①—ウ 市の魅力発信と地域への愛着の醸成

多様な世代が市政や地域の活動に参加し、地域への愛着を高める取り組みや、様々な主体との対話を重視した連携・協働の取り組みを推進することが求められる。市内外に魅力を発信するとともに市民が地域への愛着を醸成するシティプロモーションを戦略的に進め、市政への参加の更なる促進につなげていく。

② リスクや課題に対し柔軟で強固な体制構築と活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成【組織】

市は、市民の生活や安全、福祉に直接関与することから、適切に事務を執行する必要がある。予期せぬ自然災害、経済的な変動、社会的な問題など、多岐にわたるリスクを想定し、その影響を最小限に抑えることが求められている。これらのリスクへの対応には、リスクを軽減するための対策を立案し、実行する仕組みの構築のほか、部署間がより緊密に連携し、情報共有や協力をしながら対応する必要がある。そのため、職員が自ら捉えた課題やアイデアについてより自由に意見を述べられ、活発なコミュニケーションが生まれる組織風土を醸成するための環境づくりを進め、新たな施策の創出や組織全体の活性化につなげていく。また、次世代を担う職員への基礎的知識の定着や先輩職員が持つ知見の承継が進むよう、実務、研修等に係る実効性の確保と業務が属人的にならない仕組みについて研究する必要がある。

②ーア リスクや課題に対し柔軟に対応できる強固な組織づくり

行政運営にあたっては、あらかじめリスクがあることを前提とし、リスクの早期発見と発生防止のため、組織全体で事務の適正な執行を確保する体制を整備し、運用することが求められている。令和6年度に策定する内部統制基本方針を着実に運用するとともに、「市民の利便性向上」と「個人情報を含む機密情報の保護」の両立に向けて引き続き情報セキュリティの徹底を図る。また、公共課題を的確に解決するため、職員定数適正化計画に基づき適切に人員を配置するとともに、不測の事態にも柔軟に対応できる組織のあり方を検討する。

②ーイ 多様性を生かした活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成

社会情勢の変化が著しく、ニーズが多様化する状況にあつて、限られた人員の中で分野横断的な様々な課題に対応できるよう、多様性を最大限に生かして組織力の向上を図る必要がある。研修等を通じ、互いに尊重し合い活発なコミュニケーションが生まれる組織風土を醸成することで、組織の活性化につなげていく。

③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】

人材は、行政の効率性と効果性を向上させるための基盤となり、その質が市民の満足度や信頼感に直結する。特に、従来では想定し得なかった複雑化・多様化する公共課題に対応していくためには、有為で多様な人材の確保と、その育成が不可欠である。また、異なるバックグラウンドやライフステージを持つ職員が、それぞれの状況に応じた働き方を選択し、能力を十分に発揮できる環境を整えることで、より質の高い行政サービスを提供していく。併せて、職員はより一層まちに出て地域の現状を知り、地域の課題を的確に捉えたうえで、これまで以上に新たな施策の創出につなげていく。

③ーア 多様な人材の確保・育成

人口構成や社会情勢の変化によって人材の確保が難しくなる中、継続して公共課題に対応してい

くため、職員採用においては募集職種や年齢層の拡大等、多様な手法による職員募集を引き続き検討、実施する。併せて、職員の資質を生かし、能力を伸ばしていくため、人材育成基本方針等に基づく体系的な人材育成を実施していく。

③—イ 職員が心身ともに健康で活躍できる環境づくり

新たな価値を創出するためには、職員が心身ともに健康で、意欲をもって能力が十分に発揮できる環境が求められる。そのために、第三次特定事業主行動計画（仮称）等に基づき職員のワーク・ライフ・マネジメントを推進していく。

④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】

物価高騰のほか、社会保障費の増加等、今後、更なる事業経費の増大が見込まれる。さらに、老朽化した公共施設等の更新など必要な投資については積極的にを行う必要がある。そのような状況にあって、健全な財政運営には財政規律の維持が求められており、歳入の確保、歳出の見直しと効率化といった施策が不可欠である。これらにより生み出される経営資源については、優先度の高い施策に積極的に配分する。

④—ア 限られた経営資源（人材、組織、財務）を最大限活用し、健全な財政運営を維持するための体制強化

限られた経営資源を最大限活用し、健全財政を維持しつつ、必要な投資を行っていくため、歳入増加策の検討やふるさと納税制度による歳入減への対応、経常的事業経費の節減等あらゆる方策を検討、実行する。また、国民健康保険や上下水道においても引き続き健全な運営を図れるよう、計画的に事業を実施していく。

④—イ 公共施設等の再構築と市有地の利活用

公共施設等については、公共施設等総合管理計画等の推進により再整備・最適化による財政負担の軽減・平準化を行いつつ、市有地の一時貸付等の利活用を引き続き図っていく。

⑤ 必要な施策を効果的・効率的に実行するための制度構築【政策】

行政運営は、限られた予算や人材を最大限に活用し、市民のニーズに応える施策を実行することが求められている。社会情勢の変化が著しい中で、変化を常に捉え、地域の特性や市民の多様な声を踏まえた施策を展開するためには、効率的かつ効果的な施策の実行による最適化が不可欠である。限られた資源を無駄なく活用し、目指すべき成果を確実に達成することで、地域の持続可能な発展につなげていく。

⑤―ア 政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しによる全体最適化

公共課題の解決に施策が効果的に実施されていることを評価するための仕組みとして、新たな行政評価制度を第七期長期計画策定時までに完成させる。併せて、現在行っている事務事業評価の仕組みを検証し、より効率的・効果的なサービス提供や事業の執行につなげていく。また、各分野における個別計画の策定・改定の際には、既存計画との統合を含めて検討する。

⑤―イ デジタル技術を活用した業務効率化と市民サービスの拡大

A I やクラウド等のデジタル技術の活用により、職員の業務効率、生産性を向上させるとともに、市民の利便性を高めるため、電子申請の拡充や「書かない窓口」等を更に進め、全庁横断的なD X推進に取り組む。

武蔵野市行財政改革アクションプラン

(令和 7 ～11 年度)

中間のまとめ

行財政改革アクションプラン(令和7～11年度)の策定にあたって

1. 事業の選定について

行財政改革アクションプラン(令和7～11年度)は、第七次行財政改革を推進するための基本方針において示した5つの方針(地域、組織、人材、財務、政策)を具体化する取り組みとして、選定した。

2. アクションプランの進捗管理・評価について

アクションプランは、上記「1. 事業の選定について」に基づいて選定し、整理・体系化のうえ、一覧にしたものである。

今後、アクションプランに掲げた事業を着実に推進することで、第七次行財政改革を推進するための基本方針そして第六期長期計画・調整計画が目指す「持続可能な市政運営」の実現を図っていく。また進捗管理にあたっては、可能な限り定量的な指標を用いて評価を実施する。

【参考】アクションプラン 事業シートの見方

選定した各事業の概要等をまとめたシートの見方を以下に記載しています。

取組事項や指標等については、毎年度の評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

① 自治の基本原則に基づく地域と行政のさらなる連携・協働の仕組みづくり【地域】

①-ア. 様々な主体との連携・協働の推進

事業が位置付けられている
基本方針の体系を示しています。

事業番号						
事業名						
担当課						
目的	事業の実施目的や、事業を実施することにより達成すべき状態などを記載しています。					
現状と成果	目的に対する現状と、これまでの成果を記載しています。					
課題	目的を達成するために障壁となっていることや、目的と現状の差などについて記載しています。					
取組事項	目的の達成や、課題の克服のために実施する事業の全体像や業務の流れなどについて簡潔に記載しています。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	「取組事項」欄の内容について、年度ごとの実施計画を記載しています。					
指標	項目	目標値		実績値		
	「目的達成に近付いているかどうか」を測るため、できる限り数値による指標（定量的な指標）を設定しています。 個別計画等で目標値を定めている場合や本アクションプランで新たに設定した場合に「目標値」を記載しています。 年度を通じた合計数を取得するものについては「RO年度」で表記し、年度のある時点での数値を取得するものについては「RO.△」で表記しています。					
その他	「指標」欄で指標を設定できない理由や、実績値が取得できていない理由などを記載しています。					

行財政改革アクションプラン(令和7～11年度)実施事業一覧

	事業名	担当課	頁
① 自治の基本原則に基づく地域と行政のさらなる連携・協働の仕組みづくり【地域】			
①ーア 様々な主体との連携・協働の推進			
1	市民参加のあり方の追求	企画調整課、各課	6
2	様々な主体との連携・協働の推進	企画調整課、各課	7
3	自治体間の政策連携の推進	企画調整課、各課	8
4	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針に基づく適切な指導監督	企画調整課	9
5	指定管理者制度の効果的な運用	企画調整課	10
6	(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の事業連携の推進の支援	地域支援課、高齢者支援課	11
7	公民連携ガイドライン(仮称)に基づく公民連携の取組み体制強化	資産活用課、各課	12
①ーイ 「伝える」「伝わる」情報共有の推進と広聴機能の拡充			
8	「伝える」「伝わる」情報提供の推進	秘書広報課	13
9	市民に分かりやすい財政状況の公表	財政課	15
10	広聴の充実及び広聴と広報の連携の推進	市民活動推進課、秘書広報課	16
①ーウ 市の魅力発信と地域への愛着の醸成			
11	シティプロモーションの推進	秘書広報課、産業振興課	18
12	武蔵野市ふるさと応援寄附を活用した市の魅力発信	産業振興課	20
② リスクや課題に対し柔軟で強固な体制構築と活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成【組織】			
②ーア リスクや課題に対し柔軟に対応できる強固な組織づくり			
13	内部統制の推進	総務課、企画調整課、自治法務課、人事課、情報政策課、財政課、管財課、会計課	22
14	情報セキュリティの徹底	情報政策課	23

	②—イ 多様性を生かした活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成		
15	分野横断的課題に対応した組織のあり方の検討	企画調整課、人事課	25
16	職員定数適正化計画に基づく適正な定数管理	人事課	26
17	活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成	人事課	27
	③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】		
	③—ア 多様な人材の確保・育成		
18	多様な人材の確保・育成（人材育成）	人事課	28
19	質の高い教育を維持するための人材の確保と育成	指導課	30
	③—イ 多様な人材が、心身ともに健康で活躍できる環境づくり		
20	心身ともに健康で、柔軟な働き方支援の推進	人事課	31
21	教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求	指導課	32
	④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】		
	④—ア 限られた経営資源（人材、組織、財務）を最大限活用し、健全な財政運営を維持するための体制強化		
22	予算概算要求制度の検証・見直し	企画調整課、財政課	33
23	歳入の拡大に関する検討	財政課	34
24	ふるさと納税制度への対応	財政課、市民税課	35
25	入札及び契約制度適正化の更なる推進	管財課	36
26	適正な受益と負担の検討	財政課	37
27	国民健康保険財政健全化計画の実施	保険年金課	38
28	持続的かつ安定的な下水道事業の経営及び運営	下水道課	40
29	水道事業運営プランの推進	水道部総務課	42
30	都営水道一元化の推進	水道部総務課	43
	④—イ 公共施設等の再構築と市有地の利活用		
31	公共施設等総合管理計画の推進	資産活用課	44
32	未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針の見直し及び市有地の有効活用	資産活用課	45
33	既存公共施設の計画的な保全・改修の推進	施設課	46
34	吉祥寺イーストエリアの市有地を利活用したまちづくりの推進	資産活用課、市民活動推進課、吉祥寺まちづくり事務所	47
35	旧赤星鉄馬邸保存利活用	資産活用課	48
36	新たなニーズに対応する福祉施設整備の推進	高齢者支援課、障害者福祉課	49
37	市立保育園の改築・改修計画の推進	子ども育成課	51

38	子ども協会立保育園の改築・改修計画の推進の支援	子ども育成課	52
39	学校改築の計画的な推進	教育企画課	53
⑤ 必要な施策を効果的・効率的に実行するための制度構築【政策】			
⑤—ア 政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しによる全体最適化			
40	より効果的な事務事業見直しの検討	企画調整課、各課	54
41	行政評価制度の本格実施に向けた検討	企画調整課、各課	55
42	福祉制度の安定性と充実すべき施策を実現するためのサービス再編の検討	地域支援課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課	56
⑤—イ デジタル技術を活用した業務効率化と市民サービスの拡大			
43	ICTを利用した市民サービスの拡大	情報政策課	57
44	デジタル技術を活用した業務改善と働き方改革の推進	情報政策課、総務課、人事課	58
45	DX推進に向けた基盤整備	情報政策課	59
46	ICTを活用した教育の推進	指導課	60

① 自治の基本原則に基づく地域と行政のさらなる連携・協働の仕組みづくり【地域】

①-ア 様々な主体との連携・協働の推進

事業番号	I					
事業名	市民参加のあり方の追求					
担当課	企画調整課、各課					
目的	市政への関心・主体意識を高め、市民参加の機会を広げる。					
現状と成果	第六期長期計画・調整計画の策定過程においては、中高生世代との意見交換会の開催や、計画決定後も中高生世代の目線で同計画の周知を図るため動画の作成を行うなどの取組みを実施した。					
課題	参加する市民が固定化しており、市民参加の裾野の拡大が求められる。					
取組事項	各種事業の計画・実施から評価の段階まで、市政への市民参加の拡充に向けて、若年層への参加促進や市民同士の討議の場づくりなど、社会環境の変化を踏まえつつ、市民参加のあり方を検討し、より多様な参加の機会を整備する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	デジタル技術を活用した市民参加の機会拡充	検討・実施				
	中高生世代など若い世代の市政参加の促進	検討・実施				
指標	項目	目標値		実績値		
	計画等策定時におけるパブコメの意見数	—	—	2,267件 (12計画)	R5年度	
	計画等策定時における意見交換会の参加人数	—	—	365人 (延べ26回)	R5年度	
	市民意識調査における「地域における行動の状況・意向」の「地域や市に対し、自分の意見や要望を積極的に伝える」の「している」の割合	—	—	5.0%	R6年度	
	公募市民委員の人数	—	—	47人 (17委員会)	R6.11	
その他						

事業番号	2					
事業名	様々な主体との連携・協働の推進					
担当課	企画調整課、各課					
目的	公共課題の多様化と量的拡大に対応していくために、様々な主体の強みを生かした公民連携の積極的な活用を推進する。					
現状と成果	社会状況の変化などにより、変化する公共課題に適切に対応していくため、包括連携協定は5団体と締結するなど、様々な連携を行っている。					
課題	多様化・複雑化する公共課題へのさらなる対応が求められている					
取組事項	財政援助出資団体や民間企業、大学等の強みを生かした公民連携の積極的活用により公共課題解決の取組みを推進する。また PFI や指定管理者制度、協定締結、業務委託等のほか、専門性を有する外部人材の登用も含めた、幅広い公民連携手法の検討を進める。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	連携協定に基づく連携機関との協議・事業実施	協議・実施				
指標	項目	目標値		実績値		
	連携協定に基づく実施事業数	—	—	—	—	
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 連携協定に基づく実施事業数は現在調査中のため、現段階の実績値の記載ができない。					

事業番号	3					
事業名	自治体間の政策連携の推進					
担当課	企画調整課、各課					
目的	地域全体で効率的・効果的に必要なサービスを提供できる仕組みを構築するため、近隣自治体間で事例の研究や様々な知識の吸収と総合的かつ実践的な能力の向上を図るとともに、職員間の交流を通じて自治体間の連携・協働の推進を図る。					
現状と成果	多様化・広域化する都市行政についての勉強会・研修会を、四市行政連絡協議会において4市（武蔵野市、三鷹市、小金井市、西東京市）の職員間で連携し、開催している。 近隣5市（武蔵野市・三鷹市・小金井市・国立市・国分寺市）で五市共同事業実行委員会を構成し、1市単独では実施することの難しい大規模で高度な感動体験ができる事業を実施している。					
課題	市民の生活圏は居住地の行政区域内にとどまるものではなく、市民ニーズや行政サービスの効率性・安定性の観点から広域的な連携を発展させる必要がある。 また、自然災害等の緊急事態に直面した際には、単独の自治体のみでの対応は困難であり、近隣自治体や友好都市など他自治体の協力を求めることが必要となる。					
取組事項	災害時対応、観光・産業振興、外国人支援等、新たな時代に求められる連携方法を踏まえながら、近隣自治体や友好都市等との連携を推進する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	自治体間の政策連携	推進				
指標	項目	目標値		実績値		
	他自治体との連携による事業数	—	—	—	—	
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 他自治体との連携による事業数は現在調査中のため、現段階の実績値の記載ができない。					

事業番号	4					
事業名	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針に基づく適切な指導監督					
担当課	企画調整課					
目的	各団体との連携・協働を進め、各団体の役割や状況に応じた形での自立化や経営改革等を支援することにより、公正・適正かつ健全な経営を目指す。					
現状と成果	各団体が様々な分野の公共サービスを担い、民間企業で行うことが困難なサービスや質の高いサービス提供等を行っている。					
課題	財政援助出資団体の役割の重要性を鑑み、サービス水準の向上を図りつつ、より効率的・効果的な団体運営が求められる。					
取組事項	「財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針」に基づき、財政援助出資団体に対するヒアリング、財政援助出資団体経営懇談会等を通じて各団体の実情や課題等を把握するとともに、市の政策の方向性を共有し、その実現に向けて各団体とどのような連携ができるかを確認したうえで、適切な指導監督及び支援を行う。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	財政援助出資団体に対するヒアリング	実施				
	財政援助出資団体経営懇談会	開催				
指標	項目	目標値		実績値		
		—	—	—	—	
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 「財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針」の見直しの結果を踏まえ、指標設定を検討するため。					

事業番号	5					
事業名	指定管理者制度の効果的な運用					
担当課	企画調整課					
目的	公の施設について設置目的に沿った効用の最大化を目指すとともに、効率的な施設運営を図る。					
現状と成果	令和6年度、一部の公の施設について公募による指定管理者の選定を実施した。毎年度のモニタリングに加え、労働条件審査を導入し、適切に指定管理者制度を運用している。					
課題	指定管理者の公募による選定の効果を踏まえ、改めて公募及び非公募とする整理を行うとともに、利用料金制の導入について検討する必要がある。					
取組事項	令和4年度に改定した「指定管理者制度に関する基本方針」、「指定管理者制度の運用に関する指針」に基づき、PDCAサイクルに基づいた指定管理者制度の効果的な運用を図る。また、令和 12 年度以降の「指定管理者制度に関する基本方針」について、令和 10 年度に改定を行う。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	公の施設モニタリングの評価の実施	実施				
	「指定管理者制度に関する基本方針」の改定		検討		改定	
	指定管理者の選定		公会堂	自然の村	公募準備	一斉選定
	労働条件審査の実施		各年度3団体			
指標	項目	目標値		実績値		
	モニタリングによる評価 C 以下の施設数	0施設	—	0施設	R6 年度	
その他						

事業番号	6					
事業名	(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の事業連携の推進の支援					
担当課	地域支援課、高齢者支援課					
目的	両団体の自立性を尊重しながら、地域の課題解決にとって有効な組織や連携のあり方を調整することにより、複雑化・複合化する市民の福祉ニーズに対応する。					
現状と成果	「福祉人材の育成と互助による福祉の推進」「ボランティア活動の支援」「セーフティネット機能の強化」「低所得者への包括的支援」「権利擁護における地域連携」の5つの分野について、21の事業連携を進めている。 コロナ禍におけるセーフティネットとしての役割を連携しながら果たしてきた。					
課題	これまでの事業連携における課題等の整理を踏まえ、両団体の顔の見える関係に基づく機能・連携強化を進めるために、今後は地域共生社会推進拠点として社屋改築整備を行い、両団体に求められる役割を果たしていく必要がある。					
取組事項	福祉公社と市民社協のそれぞれの特性を生かした事業連携を推進・強化を支援する。 地域共生社会推進拠点の一つとなる社屋改築事業を支援する。 両団体の統合については、その方向性を決定した当時と比較して団体を取り巻く状況が大きく変化していることから、改めて検討する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	社屋改築事業	建設工事	新社屋での運用			
	事業連携の推進・強化と統合の検討	推進・検討				
指標	項目	目標値		実績値		
		—		—		
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 事業の主体はあくまで両団体であり、市は両団体を支援する立場のため、定量的な指標は設定できない。					

事業番号	7					
事業名	公民連携ガイドライン（仮称）に基づく公民連携の取組み体制強化					
担当課	資産活用課、各課					
目的	市民・市民団体との連携・協働の充実のほか、財政援助出資団体や民間企業・大学等との公民連携も積極的に推進することで公共課題の多様化と量的拡大に対応する。					
現状と成果	平成 30 年3月 武蔵野市公民連携(PPP)に関する基本的な考え方及び運用ガイドライン策定 令和6年3月 武蔵野市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程制定 武蔵野市公民連携(PPP)に関する運用ガイドライン（令和6年3月暫定版）策定 平成 30 年ガイドラインは「定期借地権設定（市有地貸付）方式」（公的不動産を活用した民間サービスの提供手法）に特化したものであったが、令和6年ガイドライン策定によって公共施設等の整備・運営を広く対象として整理することができた。					
課題	本来の公民連携の捉え方は公共施設等の整備・運営に関する手法に限定されない。近年他自治体で積極的な活用が進む、公共施設等の整備・運営以外の公民連携手法（例：民間事業者との対話や提案手法等）の具体的な方向性や、公民連携を効果的に進めるための体制を検討する必要がある。					
取組事項	公民連携を効果的に進めるための体制や、民間事業者等との多様な対話・提案手法に関する方向性を検討する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	公民連携を効果的に進めるための体制の検討・実施	検討	実施			
	民間事業者等との多様な対話・提案手法に関する方向性の検討	検討	実施			
指標	項目	目標値		実績値		
		—		—		—
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 令和7年度の検討結果を踏まえて、指標設定を検討するため。					

①-イ 「伝える」「伝わる」情報共有の推進と広聴機能の拡充

事業番号	8					
事業名	「伝える」「伝わる」情報提供の推進					
担当課	秘書広報課					
目的	市民のライフスタイルの多様化や ICT の発展など社会環境の変化を踏まえ、市民が求める市政情報を市民に対して分かりやすく、かつ、正確に発信することにより市民と市との信頼関係を構築し、もって市政に対する市民の参画と協働を推進する。					
現状と成果	市報（月2回発行）、ホームページ、季刊誌（年4回発行）、各種ソーシャルメディアを用いて、誰もが必要な情報にアクセスできるよう配慮しながら市政情報の提供を行っている。					
課題	市民のライフスタイルの多様化や社会環境の変化により、従来の広報手段では情報発信が十分でない場面も想定される。市民にとって、より分かりやすく、親しみやすい広報となるよう、外部専門人材の知見や技術の活用、市全体の広報戦略の策定及び実践が求められる。					
取組事項	外部専門人材の知見や技術を積極的に活用しながら、市民に対して分かりやすく、適切な方法でより親しみやすい、伝わる情報提供を進める。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	広報戦略の策定	策定	実践			
	より「伝わる」広報の推進	実践				
指標	項目	目標値		実績値		
	市民意識調査 市の情報の入手状況（「十分に得られている」、「充分ではないが必要な情報は得られている」）	—	—	74.9%	R6年度	
	市報発行部数（1回当たり）	—	—	91,750部	R6.3	
	市ホームページ 総アクセス数	—	—	2,399,252件	R6.3	
	X（旧ツイッター）フォロワー数	—	—	25,232人	R6.3	
	フェイスブック友だち登録者数	—	—	4,242人	R6.3	
	LINE友だち登録者数	—	—	24,753人	R6.3	

	Instagram フォロワー数	—	—	944 人	R6.3
	防災・安全メール登録件数	—	—	10,954 件	R6.3
	広報戦略アドバイザー 庁内相談件数 (1月当たり)	—	—	10 件	R6.9
その他					

事業番号	9					
事業名	市民に分かりやすい財政状況の公表					
担当課	財政課					
目的	市政運営の根幹である予算や財政状況について、市民に分かりやすく公表し、市政の透明性を高める。					
現状と成果	財政状況については、市報やホームページを通じた広報を行っている。令和6年度予算案に関する「予算案の概要」、市報及び季刊誌の予算特集面について、市がどのような事業に力を入れているかが市民に分かりやすく伝わるよう、当該年度の特徴ある事業を厳選して掲載することとした。合わせて、視覚的に事業内容がイメージできるよう、デザイン、レイアウトについても刷新した。					
課題	より分かりやすい表現で市政運営の根幹をなす予算や財政状況を公表し、市政への理解を深める必要がある。					
取組事項	市報やホームページを通じて、適切な時期に、市民に分かりやすい表現を用いて、市の財政状況や予算の内容を公表する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	分かりやすい財政状況公表方法の検討・反映の実施	検討 反映	実施			
指標	項目	目標値		実績値		
		—	—	—	—	
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 分かりやすさについては主観的なもののため、定量的な指標は設定できない。					

事業番号	10					
事業名	広聴の充実及び広聴と広報の連携の推進					
担当課	市民活動推進課、秘書広報課					
目的	市民の多様なニーズ、地域が抱える課題を的確に把握し、市民ニーズ等の全庁的な共有と施策への反映を行うとともに、市民ニーズを勘案した情報発信を行い、市民と市の情報共有、市政への信頼向上を図る。					
現状と成果	市政アンケート調査と市民意識調査を隔年で行い、市民ニーズの経年変化を把握し、計画的な市政運営のための基礎資料としている。「語ろう会」の実施や、市長への手紙等、日常的に寄せられる多様な市民の声を真摯に聴き、市民意見を市政に反映できるよう努めている。定期的な広聴・広報担当の情報交換の場を設け、相互の連携を図り、市民ニーズを勘案した情報発信を行っている。 また、市ホームページでは、アクセス数の多いページや問い合わせが多いと想定される事業ページのリンクをトップページに表示する等、市民が必要とする情報を容易に取得できるよう、日々内容を更新している。					
課題	市政アンケートは、回収率が低く、選択肢が大括りであるため、各施策の具体的な評価につなげることが難しい。市民意識調査、市政アンケートともに隔年実施であるため、既存の調査手法では適時・適切なニーズの把握が難しいほか、何が要因で変化が生じたのかが分析しにくい。					
取組事項	市政アンケート調査、市民意識調査、市長の「語ろう会」や市長への手紙等、様々な手法や機会を設けて、市政に対する市民の声を聴く。 広聴・広報部門間の課題共有・情報交換を適時行い、市民ニーズを踏まえた広報活動を行う。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	市民意識調査の実施		実施		実施	
	新市政アンケート調査の実施	実施				
	「語ろう会」の実施	実施				
	広聴と広報の連携	実施				
	誰もが必要な情報を取得できる広報の実践	市民ニーズの把握・広報への反映				

指標	項目	目標値		実績値	
	市民意識調査で、「市政には自分たちの意見が反映されていると感じられる」と回答した方の割合	40%	R10 年度	28.9%	R6 年度
	市民意識調査で、市の情報について「必要な情報は得られている」と回答した方の割合	80%	R10 年度	74.9%	R6 年度
	市民意識調査の回収率	50%	R10 年度	43.4%	R6 年度
その他					

①-ウ 市の魅力発信と地域への愛着の醸成

事業番号	11					
事業名	シティプロモーションの推進					
担当課	秘書広報課、産業振興課					
目的	本市の魅力と都市ブランドを向上させるとともに、市民が地域に対する愛着と誇りを感じることができるよう、本市におけるシティプロモーションを積極的に展開していく。					
現状と成果	5年に1度発行する「市勢要覧」について、令和4年度発行分から「市の魅力発信」「シビックプライドの早期醸成」を役割に加えて転入者への全世帯配布を行う等、同時に作成したプロモーションWEBサイトと併せてシティプロモーションに活用している。 また、令和5年度に試行運用を開始したInstagramについては、市の魅力を発信するSNSと位置付け、週1回程度、特長あるイベントや市内の魅力ある風景等の写真を投稿することで、シティプロモーションに活用している。 さらに、まちの魅力向上の取組みとして、アニメや漫画コンテンツを活用したデザインマンホール事業の実施や、市内の商工観光団体が実施する観光事業等への支援を行っている。					
課題	市内外への魅力発信や都市ブランド向上、シビックプライド醸成に向けては、より効果的な各広報媒体の活用や、戦略的なプロモーション展開が必要となる。					
取組事項	本市の魅力と都市ブランドを向上させるとともに、市民が地域に対する愛着と誇りを感じることができるよう、本市におけるシティプロモーションを積極的に展開していく。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	シティプロモーションの推進	実践				
	まちの魅力の発信	実践				
指標	項目		目標値		実績値	
	市民意識調査 地域への誇り・愛着（武蔵野市全体について「感じている」、「やや感じている」		—	—	88.7%	R6年度
	市民意識調査 定住意向（「住み続けたい」、「市内の他のところへ移りたい」		—	—	80.0%	R6年度
	市勢要覧 年間発行部数		—	—	10,000部	R6.3

	プロモーションWEBサイト 年間総アクセス数	—	—	8,867 件	R6.3
	Instagram フォロワー数	—	—	944 人	R6.3
その他					

事業番号	12					
事業名	武蔵野市ふるさと応援寄附を活用した市の魅力発信					
担当課	産業振興課					
目的	ふるさと応援寄附を通じて、市内の魅力的な店舗や事業を認知してもらうとともに、返礼品に市内の飲食店等で使用できる食事券などを備えることで、市内に訪れる方の増加や市内でのコト消費（体験や行動を重視する消費行動）を喚起する。					
現状と成果	本市では、国が定める制度趣旨に加えて、基本コンセプトとして①市の魅力発信、②地域産業の振興、③市政の充実と未来への財源確保の3つを定め、「武蔵野市ふるさと応援寄附」と命名し、令和元年 10 月 1 日からふるさと納税制度の活用を開始している。事業者からの申し出に基づく返礼品登録だけではなく、職員及び中間支援事業者からの働きかけによる新たな返礼品開拓を実施しており、コト消費型の提供返礼品を増やすことができているなど、市内の産業・事業の魅力発信に寄与できている。					
課題	寄附者の返礼品志向（海産物や果物、肉製品等）と都市部が備える返礼品がマッチしていない点について解消が難しい。ふるさと納税制度自体が返礼品競争ともいえる状況となり、制度上の課題は大きい。市として、当初掲げたコンセプトを堅持しつつ、新しい施策も探っていく必要がある。また、本市へふるさと納税を行う寄附者は伸び悩んでいるのが現状である。					
取組事項	ふるさと納税制度は、総務省が定める告示に基づき、全国の自治体が統一ルールで行う制度である。本市においても窓口または専用サイトにおいて、寄附金受付を実施し、寄附者が選択した返礼品を送付している。 制度を通じた市（武蔵野市そのものや市内産業・事業）の魅力発信を行うことを意図し、独自の呼称「武蔵野市ふるさと応援寄付」として運用している。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	応援寄附件数・金額集計管理	実施				
	返礼品開拓	検討・実施				
	ふるさと応援寄付の広報	検討・実施				
	中間支援事業者の選定	検討	検討			検討

指標	項目	目標値		実績値	
	寄附件数	2,000 件	R12. 3	1,274 件	R6.3
	返礼品目数	350 品目	R12. 3	266 品目	R6.3
その他					

② リスクや課題に対し柔軟で強固な体制構築と活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成【組織】

②-ア リスクや課題に対し柔軟に対応できる強固な組織づくり

事業番号	13					
事業名	内部統制の推進					
担当課	総務課、企画調整課、自治法務課、人事課、情報政策課、財政課、管財課、会計課					
目的	事業実施においてはあらかじめリスクがあることを前提とし、想定されるリスクを識別及び評価し、対応策を講じることで、事務事業の適正な執行を確保する。					
現状と成果	リスクマネジメントの取組や各種規則・手引・マニュアルの作成等により、内部統制の推進を図っている。					
課題	内部統制のさらなる充実のためには、内部統制の取組を体系的に整理し、PDCAサイクルを回していく仕組みを構築し、運用する必要がある。					
取組事項	既存のリスクマネジメントの取組み等を整理・発展させ、本市独自の内部統制制度として実施する。 令和6年度中に策定予定の内部統制基本方針に基づき、全庁的な体制や業務レベルのリスク対応策を整備するとともに、それら进行评估する仕組みを構築し、運用していく。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	本市独自の内部統制制度の運用	運用				
指標	項目	目標値		実績値		
		—	—	—	—	
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 策定予定の内部統制基本方針を踏まえて、指標設定を検討するため。					

事業番号	14					
事業名	情報セキュリティの徹底					
担当課	情報政策課					
目的	DXによる「市民の利便性向上・業務の効率化」と「個人情報を含む機密情報の保護」の両立をさせ、利便性向上と効率化を図りながら、システムのウイルス感染や情報漏洩のリスクを最小限にする。					
現状と成果	国のガイドライン等に準拠した情報セキュリティ対策基準や手順書等を定め周知しているほか、外部サービス（クラウドサービス）についても導入評価シートなどを作成し、システム及びサービスの把握に努めている。年1回以上、各部署において研修を行うよう求めている。 情報セキュリティポリシーの実践率向上と情報セキュリティインシデント発生率の抑止を目標に、その時々に適したテーマを設定し内部監査を実施している。					
課題	新しいデジタル技術の開発にあわせ、国等のポリシーの改定が頻繁に行われるが、その内容を把握し市のポリシーに落とし込む作業が難しい。 ポリシー自体の分量が多く理解が難しいほか、職員ひとりひとりが毎日現場の最前線にいるという当事者意識を継続して持ち続けることが難しい。					
取組事項	・インターネットと庁内ネットワークの分離や都区市町村情報セキュリティクラウドの利用による、インターネットからの脅威への対策 ・情報セキュリティ研修や内部監査による情報セキュリティ対策の徹底 ・システム環境の最適化に合わせた情報セキュリティポリシーの検討・改定 ・個人情報保護と市民利便性向上を踏まえたマイナンバー制度への対応					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	新たなネットワーク構成に対応した情報セキュリティポリシーの策定	検討・施行				
	庁内情報セキュリティ研修の実施	実施				
	セキュリティ内部監査（自己点検）の実施	実施				
				基本計画策定		

	新 DMZ サーバ・スパム 対策サーバの仕様策定・ 構築	構築 運用	運用				次期検討
指標	項目		目標値		実績値		
	インシデント発生件数		0件	—	1 件	R6. 3	
	内部監査における助言及び勧告を行った 部署数（指標は対前年度比増加率0% 以下とする）		—	—	33件	R6. 3	
その他							

②-イ 多様性を生かした活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成

事業番号	15					
事業名	分野横断的課題に対応した組織のあり方の検討					
担当課	企画調整課、人事課					
目的	市民ニーズの多様化・複雑化に伴う分野横断的な事業を進めるにあたり、組織事務分掌の見直しのほか、状況に応じた機動的な組織体制の整備や人員配置、多様な人材の確保・育成を行い、組織力の向上を図る。					
現状と成果	令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチンが一般接種化されることに伴い予防接種担当係長の職を設置するなどの組織改正を行った。また、CIO 直轄プロジェクトとして、庁内公募によるプロジェクトチームを編成し、分野横断的に DX の推進に取り組んだ。					
課題	市民ニーズの多様化・複雑化に伴う、分野を超えた地域課題等が増加しており、柔軟に対応できる組織運営が求められる。					
取組事項	地域課題及び個別課題に応じた組織再編の検討とともに、プロジェクトチームの編成等による分野横断的かつ柔軟な組織運営を行う。併せて、人事ローテーションと専門性確保の両立の課題に対する一般職及び専門職のあり方を整理・検討し、外部や地域人材を活用した専門人材の確保を行っていく。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	新たな課題に対応した組織改正	検討・実施				
	機動的な組織体制の整備や人員配置、多様な人材の確保・育成	検討・実施				
指標	項目	目標値		実績値		
	プロジェクト・ワーキングのチーム新規設置数	—	—	4件	R5年度	
その他						

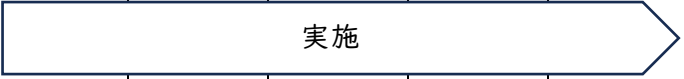
事業番号	16					
事業名	職員定数適正化計画に基づく適正な定数管理					
担当課	人事課					
目的	多様化・高度化する公共課題に的確に対応するため、職員数及び定数の適正な管理及び適正な人員配置を行うことで、組織力の向上を目指す。					
現状と成果	第8次職員定数適正化計画（令和3～6年度）に基づき、各課の業務の偏りの是正や増減の調整を実施した。第9次職員定数適正化計画の策定にあたっては、組織全体としての課題を踏まえ、計画期間内の職員数及び定数についての方針を定めることとする。					
課題	変化の激しい現在の社会状況において、計画策定時点で今後5年間の課ごと及び年度ごとの定数増減の見込みを立てて実行することは難しい状況である。また、公共課題に的確に対応して組織力が求められる一方で、職員の働き方改革を推進していくためにも、職員数を確保することが必要である。					
取組事項	令和6年度に策定する第9次職員定数適正化計画（令和7～11年度）に基づき、職員数及び定数の適正な管理及び適正な人員配置を行う。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	第9次職員定数適正化計画に基づく定数管理	推進 次期計画策定				
指標	項目	目標値		実績値		
	第9次職員定数適正化計画に基づく職員数の確保（条例定数）	—	—	876人	R6.4	
	第9次職員定数適正化計画に基づく配置定数の調整（配置定数）	—	—	780人	R6.4	
その他	目標値については、令和6年度策定の第9次職員定数適正化計画で設定する。					

事業番号	17					
事業名	活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成					
担当課	人事課					
目的	互いの多様な考え方や現場での気づきを尊重しながら、心理的安全性が高く、活発なコミュニケーションが生み出される環境づくりを進め、職員の多様な知識、能力、経験等を生かして組織を活性化させることにより、多様な市民ニーズに対応していく。					
現状と成果	多様性への理解定着や互いに尊重し合い意見を交わすことができる環境づくりを進めるため、ダイバーシティ推進研修や心理的安全性への理解を高める研修などを実施した。					
課題	多様な市民ニーズへ応えていくためには、一部門のみで解決できることが少なくなり、部門間の協力・連携がこれまで以上に必要とされているが、組織が細分化され積極的な連携がしづらいことに加えて、組織全体のことを考え職員同士が意見を交わす環境・機会が少ない。また対話のスキルも求められる。					
取組事項	・新任期職員（1年目～2年目）に対する「接遇スキル」や「コミュニケーションスキル」の向上を目的とした研修を継続して実施する。 ・管理職職員や課長補佐・係長級を対象とした、職場での活発なコミュニケーションを生み出すマネジメントスキル向上を目的とした研修を実施する。 ・多様性の理解定着や互いに尊重し合い意見を交わすことができる職場づくりを進めるために、ダイバーシティ推進研修を継続して実施する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	人材育成基本方針に基づく基本研修等の実施	実施				次期方針策定
指標	項目	目標値		実績値		
		—		—		
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 実施予定の（仮）ワークエンゲージメントを測るエンゲージメント調査の結果を踏まえて、指標設定を検討するため。					

③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】

③-ア 多様な人材の確保・育成

事業番号	18					
事業名	多様な人材の確保・育成（人材育成）					
担当課	人事課					
目的	高度化・複雑化する行政課題に的確に対応できる人材を確保・育成し、柔軟で強靱な組織体制を継続的に保持すること。					
現状と成果	・職員採用にあたっては、近年の就職活動状況を鑑み日程の前倒しや、WEB試験（一般事務職及び一般技術職）の導入、学生とのカジュアル面談の実施など工夫を加えながら実施をしている。 ・技術職職員の育成は、令和3年度改定した一般技術職のあり方にもとづき、技術職研修プログラムを実施している。 ・保健師職員は、令和5年度に作成した保健師育成基本方針にもとづき、育成を進めている。 ・障害者雇用は令和2年度からスタートした「障害者雇用促進等推進計画」にもとづき、会計年度任用職員の任用を積極的に実施し、法定雇用率を達成している。					
課題	・全国的な地方公務員の受験者減少の傾向や、若年層の人口減少等により、今後一層、人材の確保が難しくなる可能性が高い。 ・高度化・複雑化する行政課題に適切に対応するために、専門性の強化が必要である。 ・一般技術職（土木・建築等）は現場で技術を深める機会の減少等により、専門能力の育成が難しくなっている。 ・ダイバーシティのさらなる推進のため、「障害者雇用促進等推進計画」にもとづき、引き続き障害者の任用を推進する必要がある。 ・本来の目的である人材育成・能力向上のために、人事評価制度をより一層活用していく必要がある。					
取組事項	・職員採用（広報手法、採用時期、試験手法、募集職種や年齢層の拡大等の検討・実践） ・福祉職の採用・育成の検討・実施 ・人材育成基本方針及び一般技術職のあり方、保健師育成基本方針、保育士育成基本方針（仮）にもとづく体系的な人材育成の実施					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	職員採用の見直し（広報、試験内容、募集要件等）	実施				
	人材育成基本方針に基づく研修等	実施				
						次期方針策定

	福祉職の採用及び育成				
指標	項目	目標値		実績値	
	職員採用試験の受験者数	1,000 人	R11 年度	665 人	R6 年度
	障害者雇用率	法定雇 用率以 上	R11 年度	3.01%	R6.6
その他					

事業番号	19					
事業名	質の高い教育を維持するための人材の確保と育成					
担当課	指導課					
目的	市立小・中学校の教育活動を支え、推進する人材を確保し、その育成を図ることで質の高い教育を維持する。					
現状と成果	法定研修の他、市独自の研修を 18 本実施している。また、令和5年度から都認定団体や民間団体の研究発表会等の参加費補助を開始した。					
課題	学校の実態に応じた人材の確保と併せて、若手教員の増加や教育課題の多様化に対応するために教員の学ぶ意欲を喚起し、主体的に研修に参加する姿勢を育む必要がある。					
取組事項	国や都の方針を踏まえた教員研修制度を推進し、若手からベテラン教員まで、必要に応じて学べる体制を整備する。 教員が校内や市内の研修に留まらず、主体的に学び、研鑽を深めていこうとする姿勢を、各校の管理職や関係機関との連携等により育む。 特色ある教育活動を推進していくために、学校運営協議会機能を有する学校において、東京都教育委員会の制度を利用し、学校単位での教員公募を実施する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	都認定団体や民間団体の研究発表会等の参加費補助	実施				
	東京都教育委員会の制度を利用した教員公募の拡充・実施	実施				
	1校あたりの教員の研修参加率の検討・実施	検討				
		実施				
指標	項目	目標値		実績値		
	各種研究団体による研究発表会等の参加費補助の申請件数	48件	R11年度	30件	R5年度	
	CS 公募による採用教員の充足率	80%	—	—	—	
その他	市立全小中学校の CS 公募は、令和7年度開始予定のため、現段階での実績値は記載できない。					

③-イ 多様な人材が、心身ともに健康で活躍できる環境づくり

事業番号	20					
事業名	心身ともに健康で、柔軟な働き方支援の推進					
担当課	人事課					
目的	労働・生活をめぐる環境の多様化を踏まえ、全ての職員が仕事と生活のバランスを取り、心身ともに健康で意欲をもって能力を十分に発揮できるよう、職員の働きやすい環境づくりを行う。					
現状と成果	第二次特定事業主行動計画に基づき、子育てや介護との両立、超過勤務時間の縮減、年次有給休暇等の取得促進、多様な人材の活躍推進、地域への貢献活動の推進を行うため、各種取組みを進めた。					
課題	計画で定めた目標値について未達成項目（1人あたりの年間超過勤務時間数、年次有給休暇取得10日未満取得者数、課長級以上に占める女性職員の割合）があったため、原因と課題を分析し、次期計画に新たな取組み事項を定め、推進する。					
取組事項	令和6年度に策定する第三次特定事業主行動計画（仮称）に基づき、職員のワーク・ライフ・マネジメントを推進する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	第三次特定事業主行動計画（仮称）に基づく取組みの実施	実施				
指標	項目	目標値		実績値		
		—		—		
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 令和6年度に策定している特定事業主行動計画において指標を設定するため。					

事業番号	21					
事業名	教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求					
担当課	指導課					
目的	全ての教職員が心身共に健康な状態で児童・生徒に向き合える教育環境を確保する					
現状と成果	教員を支える市講師等の人員体制の確保や、校務改善に取り組み、平日1日当たりの平均在校時間は減少しつつある。					
課題	教育的ニーズの多様化から、教員の長時間労働は継続しており、時間外在校時間が長時間に及ぶ教員が一定数いる状態が継続している。部活動の地域連携など、新たな取り組みを学校・家庭・地域に周知していく必要がある。					
取組事項	令和4年2月に改訂した「先生いきいきプロジェクト2.0」の着実な推進					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	市講師等の人員体制の確保	実施				
	中学校部活動における地域連携等の推進	周知・実施				
指標	項目	目標値		実績値		
	月あたりの時間外在校時間60時間を超える教員の数	0%	R11年度	—	—	
		—	—	—	—	
		—	—	—	—	
		—	—	—	—	
その他	月あたりの時間外在校時間 60 時間を超える教員の把握は、令和6年9月から開始しているため、現段階の実績値の記載ができない。					

④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】

④-ア 限られた経営資源（人材、組織、財務）を最大限活用し、健全な財政運営を維持するための体制強化

事業番号	22					
事業名	予算概算要求制度の検証・見直し					
担当課	企画調整課、財政課					
目的	財政規律を保ち、計画行政を推進するための事業選定をより効果的に行う。					
現状と成果	予算編成を単年度にとどまらない長期的な視点で捉え、財政規律を保ちつつ、最上位計画である長期計画及び各個別計画に基づく計画行政を推進している。					
課題	丁寧なプロセスを踏むため、概算要求所管課及び全庁において人的リソースが大きく割かれている。また、概算要求の要求件数が増加傾向にあり、本予算の編成にも影響を及ぼしている。あわせて財源の確保のために既存事業の廃止等を含む提案数や削減額が減少傾向にある。					
取組事項	概算要求制度は長期計画に基づき、刻々と変化する社会情勢を踏まえながら、次年度から実施すべき主要な施策を決定するとともに、歳入歳出予算の大枠を確定するものであり、概算要求額と、市税収入などの見込みから財源を算出し、双方を適正に見比べて査定する事業。同事業の質を維持しながらより効果的な運用を行うための検証・見直しを行う。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	予算概算要求にかかる制度の検証・見直し	検証・見直し				
指標	項目	目標値		実績値		
		—	—	—	—	
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 制度の検証を行う事業のため、定量的な指標の設定はできない。					

事業番号	23					
事業名	歳入の拡大に関する検討					
担当課	財政課					
目的	歳入の拡大により、健全な財政運営を維持する。					
現状と成果	公共施設やパンフレットへの広告掲載のほか、市ホームページにバナー広告の掲載による収入を得ている。					
課題	既存の手法による広告収入の大きな伸びは見込めず、新たな収入について検討を行う必要がある。					
取組事項	市有財産の有効活用や新たな財源の確保など、歳入を拡大する方法について検討し、取組みを進める。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	歳入の拡大に関する取組み	検討・実施				
指標	項目	目標値		実績値		
	基金運用利回り	0.8%	R11年度	0.06%	R5年度	
その他						

事業番号	24					
事業名	ふるさと納税制度への対応					
担当課	財政課・市民税課					
目的	健全財政を維持しつつ、より質の高い行政運営を行う。					
現状と成果	歳入の大幅な伸びが見込めない一方で、他自治体へのふるさと納税による本市の減収は年々増加し看過できない状況にある。					
課題	上記の傾向に歯止めをかけることが難しく、効果的な周知方法等を検討する必要がある。					
取組事項	ふるさと納税制度による減収の度合いが年々増大していることから、減収状況や市政への影響度合いを的確に把握するとともに、その状況を市民に対してわかりやすく周知し、減収の抑制を図る。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	ふるさと納税制度への対応	実施				
指標	項目	目標値		実績値		
	ふるさと納税制度に関する市民への周知回数（年間）	2回	R11年度	0回	R5年度	
その他						

事業番号	25					
事業名	入札及び契約制度適正化の更なる推進					
担当課	管財課					
目的	公平性・透明性・競争性の高い入札制度を実現することにより、地方自治法第2条第 14 項に定める「最小の経費で最大の効果を挙げる」公共調達の実現を図る。					
現状と成果	学校改築用総合評価方式（施工実績評価型）実施ガイドラインの試行 入札制度等検討委員会及び物価情勢対応研究チーム会議の開催 武蔵野市週休2日制確保工事実施要領の制定 特命随意契約の公表開始					
課題	不調件数が増加しており、適正な設計金額の積算、参加資格要件の設定が求められる。					
取組事項	・多様な発注方式の研究と実施 ・入札制度等検討委員会の開催 ・物価情勢の把握と適切な調達					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	入札や契約に係る制度の見直し・検討（入札・契約制度適正化に向けた検討）	見直し・検討				
指標	項目	目標値		実績値		
	入札不調割合	—	—	1.9%	R5年度	
その他						

事業番号	26					
事業名	適正な受益と負担の検討					
担当課	財政課					
目的	行政サービスにおける公平かつ適正な受益と負担を維持する。					
現状と成果	原則4年に1度、使用料・手数料の一斉見直しを行っている。見直しにあたっては、検証のテーマ、対象、施設及び行政サービス区分別の受益者負担割合などについて、庁内で方向性を決めているため、第三者の意見が取り入れられていない。					
課題	適正な受益者負担割合について一定の基準が必要である。					
取組事項	使用料・手数料の一斉見直しにおいて、第三者の意見を取り入れるための審議会の設置等について検討する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	審議会の設置	検討	実施			
指標	項目	目標値		実績値		
		—	—	—	—	
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 検討を行う事業のため、定量的な指標の設定はできない。					

事業番号	27					
事業名	国民健康保険財政健全化計画の実施					
担当課	保険年金課					
目的	国民健康保険事業の財政健全化を図り、国民皆保険制度を持続可能なものとする。					
現状と成果	国民健康保険の事業費納付金等の支出に要する費用は、原則として法定の公費負担と保険税で賄うこととされているが、税率改定を行ってもなお収入に不足が生じているため、決算補填等を目的とする一般会計からの法定外の繰入を行うことで国民健康保険事業会計の収支の均衡を図っている。このことは給付と負担の関係が不明瞭となるほか、国民健康保険被保険者以外の市民にも負担を求めることとなり望ましい状況ではないため、段階的な削減・解消に向けて、第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和元年度策定、令和3年度改定）に基づき保険税率の改定等を行ってきた。しかしながら、被保険者の構成の変化や事業費納付金の増により、令和4年度以降繰入額は増大している。計画における目標と実績との乖離や、東京都及び国の状況を踏まえて、令和6年度は計画の改定を進めている。					
課題	東京都は東京都国民健康保険運営方針において、事業費納付金の算定に用いる医療費指数反映係数を令和 11 年度までに段階的に引き下げることとした。また国は、保険料水準加速化プランにおいて、令和 15 年度までの保険料水準の完全統一を目指しつつ、遅くとも令和 17 年度までに移行する方針を示しており、全国的にも法定外繰入の削減が進んでいくと考えられる。これらのことから、本市の事業費納付金額は今後も増大が見込まれるため、歳入の確保と歳出抑制に努めていく必要がある。					
取組事項	武蔵野市国民健康保険財政健全化計画に基づき、保険給付費の適正化等による歳出の抑制や、収納率の向上、計画的な保険税率の見直しによる歳入の確保を行い、決算補填等を目的とする法定外繰入金を削減・解消する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上	実施				
	保険給付の適正化への取組	実施				
	資格管理の適正化への取組	実施				
	データヘルス計画に基づく保健事業の充実	実施				

指標	項目	目標値		実績値	
	標準保険料率到達率（所得割率）	82.5%	R11 年度	68.0%	R6 年度
	標準保険料率到達率（均等割額）	81.6%	R11 年度	66.4%	R6 年度
その他					

事業番号	28					
事業名	持続的かつ安定的な下水道事業の経営及び運営					
担当課	下水道課					
目的	下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の点検・調査及び修繕・改築等を着実にを行いながら、収支のバランスを取りつつ下水道事業経営の健全化を推進する。					
現状と成果	本市の下水道は、昭和 27（1952）年から集中的に整備してきたため、令和5年度末時点で約 60％の管きょが法定耐用年数（50 年）を超過している。これらの管きょ等について計画的かつ効率的な管理を推進するため、令和元年度に第一期ストックマネジメント計画を策定し、令和5年度末時点で管きょの点検約 40km・調査約 20km、改築約 1kmを実施済みである。 経常収支比率、経費回収率ともに令和5年度決算においては 100％以上となっており、現状は健全な経営ができていると言える。					
課題	多摩地域の自治体のうち、下水道の整備時期が早かった本市においては老朽化が進行しており、資金不足に陥らないように効率的な事業経営を行いながら、管きょの更新等を着実にやり、安心・安全かつ健全な下水道事業運営を継続する必要がある。					
取組事項	今後増加する老朽化対策事業に対する執行体制を確保するため、下水道施設の維持管理、改築工事等において、長期包括契約方式（複数業務をパッケージ化した複数年契約）の試行的導入を継続するほか、下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査、修繕・改築を着実に推進する。 下水道事業の経営指標を評価・分析することにより経営状況の把握を行い、経営方針・目標等を見直し、4年に1度改定する下水道事業経営戦略に反映していく。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	下水道ストックマネジメント（SM）の推進	第二期計画に基づく 点検・調査及び修繕・改築			第三期計画に基づく点検・調査 及び修繕・改築	
		第三期計画の 検討		第三期 計画の 策定	第四期計画の 検討	

	民間活用の検討	長期包括業務の効果 検証及び本格実施に 向けた検討			第二期長期包括 業務（仮称）の 実施	
	持続的な下水道事業経営に向けた経営戦略の改定	改定委員会設置条例の制定	改定委員会の開催 経営戦略案の策定	使用料の改定準備・条例改正	使用料の改定	経営指標の評価・分析
指標	項目		目標値		実績値	
	第二期ストックマネジメント計画進捗率		100%以上	R9年度	—	—
	経常収支比率		100%以上	R8年度	103%	R5年度
	経費回収率		100%以上	R8年度	104%	R5年度
その他	第二期ストックマネジメント計画は令和7年度からのため、実績値は空欄とする。 令和10年度以降の目標値は、第三期ストックマネジメント計画において定める。					

事業番号	29					
事業名	水道事業運営プランの推進					
担当課	水道部総務課					
目的	安全・安心な水道水を将来にわたり安定的に市民へ供給する。					
現状と成果	水道事業経営に適した料金体系及び分水料金を含む支出面の適正化や、管路の耐震化、浄水場施設の維持更新を着実に進めるため、令和6年度に「水道事業運営プラン」を策定した。					
課題	管路や浄水場施設の老朽化により、安定的な水道事業運営に支障が出る恐れがある。					
取組事項	「水道事業運営プラン」に基づき、料金収入の動向を適切に把握するとともに、計画的な管路耐震化や施設の維持補修を実施する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	水道事業運営プランの推進	推進				
指標	項目	目標値		実績値		
	管路耐震化率	—	—	49.2%	R6.3	
その他						

事業番号	30					
事業名	都営水道一元化の推進					
担当課	水道部総務課					
目的	安全・安心な水道水を、将来にわたり安定的に市民へ供給する。					
現状と成果	平成 26 年に東京都へ都営水道一元化の申し入れを行い、令和元年度から具体的な課題整理を行っているが、未だ統合の見通しは立っていない。					
課題	統合にあたっては、都の要求するレベルに既存施設等の整備水準を合わせる必要があるため、財政面の負担が大きくなること、また、安定的に事業を移管するための検討に相当な期間を要することが想定される。					
取組事項	統合の条件等について東京都との協議を加速させ、早期の都営水道への一元化（事業統合）に向けた取り組みを推進する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	都営水道一元化の推進	推進				
指標	項目	目標値		実績値		
		—	—	—	—	
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 東京都との事業統合を目指すものであるため、定量的な指標の設定はできない。					

④-イ 公共施設等の再構築と市有地の利活用

事業番号	31					
事業名	公共施設等総合管理計画の推進					
担当課	資産活用課					
目的	長期的な視点をもって施設の更新や維持保全などを計画的に行うことで過剰な施設整備は抑制しつつも、必要な投資も行うことで将来の新たな公共課題に的確に対応する。					
現状と成果	第2期公共施設等総合管理計画（令和4年3月）策定により、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みと充当可能な財源見込みの比較や、健全財政維持に向けた目標の設定ができた。また、分野横断的検討プロジェクトを仕組み化することができた。					
課題	①建築費高騰に対応しながら第2期計画を推進する必要がある。 ②第六期長期計画・第二次調整計画策定に伴い第七期長期計画の策定期間が従来想定から変更されることに伴い、長期計画との連動を踏まえた第2期計画のローリング方法を検討する必要がある。 ③R6実施のコミュニティセンター健全度調査に基づき更新時期等を検討する必要がある。また、学校施設整備基本計画改定に伴い、学校改築に合わせた複合化・多機能化を検討する必要がある。					
取組事項	①公共施設等マネジメント推進本部会議による進捗管理を実施する。 ②長期計画との連動を踏まえた第2期計画のローリング方法を検討する。 ③2期計画に基づき、次期計画に向けた分野横断的検討プロジェクトを実施する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	公共施設等マネジメント推進本部会議による進捗管理	実施				
	長期計画との連動を踏まえた第2期計画のローリング方法の検討	検討				
	第2期計画に基づく分野横断的検討プロジェクトの実施	実施				
指標	項目	目標値		実績値		
	市債残高（標準財政規模を超えないようにする）	各年標準財政規模以下	R8.3	99.8億円	R6.3	
	一人当たりの施設保有量	2.08㎡以下	R8.3	2.05㎡	R6.3	
その他	R11時点の目標値は、第2期計画のローリング方法の検討結果を踏まえて設定する。					

事業番号	32					
事業名	未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針の見直し及び市有地の有効活用					
担当課	資産活用課					
目的	活用されていない市有地について、まちの魅力向上や市民サービスの拡充に資する活用が可能な土地や、今後も公共的活用が見込めないため売却し本来あるべき市街地環境の形成や歳入確保につなげる土地など、一定の客観性を備えた適当な方針のもと分類し、有効活用等を進める。					
現状と成果	平成 21 年「未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針」策定 毎年 同基本方針に基づき個別物件の位置づけを実施					
課題	上記基本方針は策定以来見直しがされていない。特に、売却する土地に位置付ける場合の基準を明確化する必要がある。また、具体的活用の検討・実施に割けるリソースが限られるため、真に早期活用を図るべき土地を見極める必要がある。					
取組事項	「未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針」を見直す。また、基本方針に基づき個別物件の位置づけを毎年見直す。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	「未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針」の見直し	見直し	新方針の運用			
	一時貸付、暫定利用の検討・実施	検討・実施				
指標	項目	目標値		実績値		
	一時貸付、暫定利用の件数	10件	R11年度	8件	R6年度	
その他						

事業番号	33					
事業名	既存公共施設の計画的な保全・改修の推進					
担当課	施設課					
目的	施設の長寿命化や健全な機能維持を図り、建替え等による財政負担の軽減や平準化を実現するため。					
現状と成果	建設後 30 年以上が経過する施設の割合が約7割を占め、物理的な老朽化が進む中で施設の安全性や機能を維持するため、部位ごとに計画的な予防・劣化保全整備を実施してきた。					
課題	施設の老朽化に伴い、予見できない不具合が増加し、複数年の内に繰り返して整備を行う事象が発生している。また、昨今の社会情勢による物価上昇や人手不足等に伴い、入札不調が発生し、計画的な事業実施に支障をきたしている。					
取組事項	公共施設等総合管理計画、類型別施設整備計画及び公共施設保全改修計画に基づき、施設ごとの適当な改修方法を検討し、より効率的な手法で保全整備を実施する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	公共施設保全改修計画の見直し及び実施	見直し 実施	大規模改修の整備計画の実施			
指標	項目		目標値		実績値	
	整備計画に基づく大規模改修工事の着手率		100%	毎年度	—%	R5年度
	保全部位の不具合による施設の休止件数		0件	毎年度	1件	R5年度
その他	整備計画において令和5年度に着手する施設がなかったため、実績値は「—%」と記載している。					

事業番号	34					
事業名	吉祥寺イーストエリアの市有地を利活用したまちづくりの推進					
担当課	資産活用課、市民活動推進課、吉祥寺まちづくり事務所					
目的	吉祥寺イーストエリアにおける環境浄化の取組等のこれまでの経過を踏まえつつ、快適性や安全性、地域性等を備えた魅力あるエリアを形成するため、市有地を利活用したまちづくりを推進していく。					
現状と成果	吉祥寺イーストエリアの市有地については、点在する公共自転車駐車場の集約化を進め、令和5(2023)年 11 月に吉祥寺本町一丁目 27 番街区に吉祥寺クックロード自転車駐車場を新設した。市有地の集約化により本町コミュニティセンターの移転先を確保し、施設複合化に向けた具体的な検討を現在進めている。					
課題	当該エリアにおける市有地については、地域的な背景を踏まえつつ、有効活用の可能性について検討を進めていく必要がある。					
取組事項	吉祥寺イーストエリア内に点在する公共自転車駐輪場の集約化を進め、市有地を利活用したまちづくりを推進する。 バリアフリー等に課題のある本町コミュニティセンターについては、吉祥寺本町一丁目 23 番街区への移転に合わせ、中高生世代の居場所等との施設複合化に向けて検討を進める。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	本町コミュニティセンター移転及び複合化施設の整備	基本設計	実施設計	建設工事		
指標	項目			目標値		実績値
				—	—	—
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 基本設計、実施設計、工事を各年度で実施するもののため、定量的な指標を設定できない。					

事業番号	35					
事業名	旧赤星鉄馬邸保存利活用					
担当課	資産活用課					
目的	登録有形文化財建造物である旧赤星鉄馬邸および公園空白地域内にある庭園（公園）を一体的に利活用することにより、歴史的・文化的価値を市民と共有し将来世代に継承する。					
現状と成果	令和6年2月に旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議報告書をまとめた。これにより、保存活用計画の策定に進むための検討が完了した。現在、令和6年8月に設置した武蔵野市旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会で計画策定中である。					
課題	①文化財の価値を保全するにあたり、建築・財政上の制約条件を踏まえる必要がある。特に、劣化した給排水設備など利活用に支障が生じる個所を優先しながら整備内容を絞り込む必要がある。 ②建物と庭との一体的利活用を具体化する管理・運営を目指す。類似事例が少ない中、委託方法や業務範囲、条件など検討する必要がある。					
取組事項	①旧赤星鉄馬邸の保存・利活用方針を検討し、改修等工事を進める。 ②サウンディング調査等を踏まえながら、適切な管理・運営事業者を選定する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	保存活用計画の策定	策定				
	運営事業者選定	運営管理の試行	公募要項等の作成	策定		
	整備工事（建物）		設計	工事		
	整備工事（公園）			設計	工事	
指標	項目	目標値		実績値		
		—		—		
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 計画策定や工事を実施するもののため、定量的な指標を設定できない。					

事業番号	36					
事業名	新たなニーズに対応する福祉施設整備の推進					
担当課	高齢者支援課、障害者福祉課					
目的	・今後さらに高まる医療や介護等の複合的なニーズに対応し、本市の地域特性にあった施設整備を進める。 ・障害者福祉センター改築を進め、時代の変化に対応し継続して障害福祉の機能を担える施設として整備する。					
現状と成果	・高齢者総合センター：平成5年開設、現在改修工事に伴い仮施設にて運営中。令和7年度完了予定。 ・市内施設数（現在）：看多機1、小多機0、認知症高齢者グループホーム3（6ユニット） ・障害者福祉センター：昭和 55 年開設。現在改築に向けて実施設計策定中。工事期間は仮施設にて運営する。					
課題	・施設の老朽化や法改正等によるサービスの変化、建物形状等の制約により各室が使用しにくい状況が発生している。 ・新たなニーズに対応した施設の整備が求められている。					
取組事項	・高齢者総合センターの老朽化等に伴う大規模改修工事の実施（継続） ・市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備（継続） ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備 ・障害者福祉センターの改築 ・建物更新等の時期を迎える施設について、サービス提供の継続に留意しながら施設ごとの検討を実施					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	高齢者総合センター大規模改修工事	改修工事・供用開始				
	北町高齢者センター大規模改修工事		実施設計	工事		
	市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備	開設				
	小規模多機能型居宅介護の整備	補助協議等	開設			
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備	補助協議等	開設			

	障害者福祉センター改築	実施設計 入札 着工	解体	改築工事	供用開始
指標	項目	目標値		実績値	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者数	—	—	24 名	R6.4
	小規模多機能型居宅介護の利用者数	—	—	0 名	R6.4
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）入居者数	—	—	48 名	R6.4
その他					

事業番号	37					
事業名	市立保育園の改築・改修計画の推進					
担当課	子ども育成課					
目的	市立保育園に通う園児に安心・安全で衛生的な保育環境を確保するため、予防保全、効率的な大規模改修の実施により施設の安全性や利便性の向上を図る。					
現状と成果	保全改修計画に則った改修工事及び突発的な設備不良等に修繕により対応し、市立保育園の運営を維持している。					
課題	第六期長期計画・調整計画、子どもプラン等の計画、保育需要の動向にも留意し、改築・改修計画を検討していく必要がある。					
取組事項	市立保育園の老朽化に伴い、公共施設等総合管理計画に定める耐用年数 60 年までの間、計画的に保全整備を実施する必要がある。将来の少子化を見据えつつ、「子どもプラン武蔵野」等を踏まえ保育ニーズに合った施設サービスを提供し、市立保育園の保全改修計画等を基に、改築・改修を計画的に実施する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	改築、改修の検討	検討	吉祥寺 保育園 大規模 改修	検討	南保育 園改築	境保育 園大規 模改修
指標	項目		目標値		実績値	
			—	—	—	—
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 保全計画等に基づく改築、改修のため、定量的な指標は設定できない。					

事業番号	38					
事業名	子ども協会立保育園の改築・改修計画の推進の支援					
担当課	子ども育成課					
目的	市から子ども協会へ移管した保育園の老朽化した園舎や設備等の改築・改修に対し補助を行うことにより、園児の安心・安全で衛生的な保育環境を確保する。					
現状と成果	毎年度子ども協会からの概算要求に基づき、市で選定した改修工事・修繕を実施し、子ども協会立保育園の運営を維持している。					
課題	子ども協会契約の設計会社による中期的な工事計画（5年）及び各園の要望をベースに子ども協会事務局からの概算要求に対して補助を行っているが、改築等に必要な財源確保と工事实施に係る長期的な計画が作成されていない。					
取組事項	・第2期武蔵野市公共施設等管理計画においては、財政援助出資団体が所有する資産は、基本的には各団体の資産であり、また、将来的な施設更新に関する具体的な市の関わり方が未定のため計画の対象外となっている。 ・園児の安心・安全で衛生的な保育環境を確保するため、国や都、新武蔵野補助金を活用し、子ども協会立保育園の改築・改修への支援を行う。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	子ども協会立東保育園の改築の支援		検討			改築
指標	項目		目標値		実績値	
			—	—	—	—
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 子ども協会契約の設計会社による中期的な工事計画（5年）及び各園の要望をベースに子ども協会事務局からの概算要求に基づいて補助を行っており、定量的な指標は設定できない。					

事業番号	39					
事業名	学校改築の計画的な推進					
担当課	教育企画課					
目的	①老朽化への対応 ②児童生徒数の変化への対応と標準的な施設整備水準の確保 ③新たな教育的ニーズへの対応（主体的・対話的な学びといった新しい時代の学びの実現等）					
現状と成果	①築後 60 年到来の学校が 2020 年代後半～2030 年代に集中する。 ②児童数は増加傾向で余裕教室を転用する学校が多い。 ③事業目的を全て満たしているのは、千川小学校・大野田小学校だけ（18 校中 2 校）である。令和 6 年度に第五中学校が整備されると 3 校となり、令和 7 年度以降、第一中学校、第五小学校、井之頭小学校が整備されると 6 校となる。					
課題	全市的な視点から中学校の適正な数を検討し、第六中学校、第二中学校、第二小学校、境南小学校の改築順序、時期を決める必要がある。					
取組事項	武蔵野市学校施設整備計画に基づき、市立小中学校の改築を着実に推進する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	第一中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築	第一中学校校舎棟等竣工		第五小学校校舎棟等竣工	井之頭小学校校舎棟等竣工	
	学校施設整備基本計画の改定	改定計画策定				
指標	項目		目標値		実績値	
	事業目的を全て満たしている学校数		6校	R11年度	3校	R6年度
その他						

⑤ 必要な施策を効果的・効率的に実行するための制度構築【政策】

⑤-ア 政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しによる全体最適化

事業番号	40					
事業名	より効果的な事務事業見直しの検討					
担当課	企画調整課、各課					
目的	分野を超えた全体的な視点から既存の事業・施策の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めた見直しを効果的に進める。					
現状と成果	事務事業見直しは行財政改革を推進するための基本方針に基づき、経費削減及び効果的な手法の検討等につなげるため、各課でブレインストーミングを行い、対象の事務事業（補助金）を抽出し、評価を行っている。					
課題	・令和5年度に実施した職員アンケート等によれば、「業務多忙であり、対象事業を抽出しても見直しをする余裕がない」「継続して見直しを行っており、対象事業の抽出が難しくなっている」等の意見が出ており、より効果的な手法の検討が求められている。 ・対象となる「事務事業」の定義が整理されておらず、各課で対象とする事務事業の規模にばらつきがある。					
取組事項	新たな事務事業見直しの仕組みを構築し、適切に運用する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	事務事業見直しの手法の検討	検討	新たな手法の運用			
指標	項目		目標値		実績値	
	事務事業見直し件数		—	—	24 件	R5 年度
	事務事業見直しによる削減額		—	—	23,470 千円	R5 年度
その他						

事業番号	41					
事業名	行政評価制度の本格実施に向けた検討					
担当課	企画調整課・各課					
目的	事業執行への適切な行政資源の配分を効率的に行ったうえで、時代の変化、技術の進歩に合わせて、事業を確実に実施しつつ、さらなる質の向上を図るとともに、市民への説明責任を果たす。					
現状と成果	令和4年度の第六期長期計画・調整計画の策定にあたり、「新たな行政評価制度（案）」を試行実施した。現在は第七期長期計画策定時での本格実施を目指し内容を検討中である。					
課題	・定量的評価が行われていないものもあり、「きちんと評価されているのか」説明責任を果たしにくい内容である。 ・各個別計画で重複して評価を行っており、評価のぶれが発生しているとともに作成にかかる負担が過大となっている。					
取組事項	「指標を用いた評価制度の導入」を、政策立案にも活用できるよう「現在の評価制度の整理・統合」と合わせて制度設計し、「指標（データ）を利活用した政策形成・評価制度」として第七期長期計画策定時までに完成させる。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	行政評価新制度の構築	検討	試行実施		本格実施	
指標	項目	目標値		実績値		
			—	—	—	—
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 現在構築中の新制度の内容を踏まえ、指標設定を検討するため。					

事業番号	42																		
事業名	福祉制度の安定性と充実すべき施策を実現するためのサービス再編の検討																		
担当課	地域支援課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課																		
目的	武蔵野市ならではの地域共生社会の実現のため、福祉サービス水準の維持・向上を図りつつ、新たなニーズにも対応する。																		
現状と成果	社会保障費の増や施設の更新費用の増大が見込まれる一方、将来的な財源の保証がない。そのような状況において新たなニーズに対応するため、既存のグループホームを再編し、新たに移動支援や放課後等デイサービスを行う事業所の移転開設につなげたり、旧なごみの家と障害者福祉センターの敷地を一体として建替を行うこととするなどの取組みを進めてきた。																		
課題	福祉サービスを持続するため、経費の抑制及び時代の変化に対応した重点施策への資源配分などを講じる必要がある。																		
取組事項	・既存のサービスの意義や役割を再整理し、持続可能な制度の構築に取り組む ・他制度の充実や時代の流れにより意義が低下したサービスは、新たな課題解決のためのサービスへ財源を振り替える																		
年次計画	<table><tr><th>項目</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr><tr><td>サービス水準の維持・向上、または新たなニーズに対応するための事業・政策の再編</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>重層的支援体制整備事業への移行</td><td></td><td colspan="4"></td></tr></table>	項目	R7	R8	R9	R10	R11	サービス水準の維持・向上、または新たなニーズに対応するための事業・政策の再編						重層的支援体制整備事業への移行					
	項目	R7	R8	R9	R10	R11													
	サービス水準の維持・向上、または新たなニーズに対応するための事業・政策の再編																		
重層的支援体制整備事業への移行																			
指標	<table><tr><th>項目</th><th colspan="2">目標値</th><th colspan="2">実績値</th></tr><tr><td>福祉分野における事務事業見直し実施件数</td><td>—</td><td>—</td><td>1件</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>政策再編実施件数</td><td>—</td><td>—</td><td>1件</td><td>R5年度</td></tr></table>	項目	目標値		実績値		福祉分野における事務事業見直し実施件数	—	—	1件	R5年度	政策再編実施件数	—	—	1件	R5年度			
	項目	目標値		実績値															
	福祉分野における事務事業見直し実施件数	—	—	1件	R5年度														
政策再編実施件数	—	—	1件	R5年度															
その他																			

⑤-イ デジタル技術を活用した業務効率化と市民サービスの拡大

事業番号	43					
事業名	ICT を利用した市民サービスの拡大					
担当課	情報政策課					
目的	時間や場所に関わらず行政手続きができるようにすることで、市民の利便性向上を図る。					
現状と成果	子どもの手当や助成、おくやみ等について、必要な手続きや持ち物等を自分で調べることができる「手続きガイド」を導入したほか、子ども家庭部での「書かない窓口」等オンライン申請も進めている。					
課題	「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」で行政手続きのオンライン化は努力義務とされているが、現状ではオンラインでできない申請が多く、市役所の開庁時間に来庁しないと行えず市民の負担になっている。					
取組事項	オンライン申請が可能な行政手続について、市民ニーズ、費用対効果等を踏まえながら、デジタル技術を活用して、市役所に行かなくても手続きができるよう、オンライン化を推進する。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	オンライン申請の拡充					
指標	項目		目標値		実績値	
	オンライン対応手続数		600件	R8.3	687件	R6.3
	オンラインによる申請手続受付件数		6.5 万件	R8.3	4万件	R6.3
その他	令和8年度以降の目標値は、令和7年度に策定する武蔵野市第七次総合情報化基本計画において設定する。					

事業番号	44					
事業名	デジタル技術を活用した業務改善と働き方改革の推進					
担当課	情報政策課、総務課、人事課					
目的	デジタル技術を活用して、職員の業務効率を上げ、生産性の向上を図る。また、ペーパーレスを推進しテレワークがしやすい環境を整え、職員のワーク・ライフ・マネジメントを支援する。					
現状と成果	文書及び財務事務の一部は電子決裁を令和5年度より導入している。令和2年度よりテレワークも試行導入しており、現在は約 30%の職員が利用している。					
課題	デジタル技術を活用しきれておらず、職員の業務効率と生産性の向上が図れていない。ペーパーレス化に向けて、有線 LAN、PCの重さ・施錠、会議室の設備などの環境を整備する必要がある。					
取組事項	・デジタル技術を活用した業務改善 行政文書の電子化の推進 文書及び財務（予算・契約・会計）事務における電子決裁の導入・拡大 ・働き方改革の推進 テレワークの導入 新たな機能を備えたオフィス環境の整備					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	電子決裁の導入・拡大	検討・実施				
	ペーパーレス会議等の推進	推進				
	テレワークの導入	部分的導入	拡充	推進		
指標	項目	目標値		実績値		
	財務会計に係る業務における電子決裁の導入率	—	—	4.8%	R6.3	
	紙の削減率（前年度比）	—	—	4.96%	R6.3	
その他						

事業番号	45					
事業名	DX推進に向けた基盤整備					
担当課	情報政策課					
目的	・新しい行政需要に対し迅速に対応することができる。 ・情報セキュリティの強化及び柔軟性の向上を図る。					
現状と成果	令和6年度、令和7年度の2か年で、標準化対象の20業務の移行に取り組んでいる。					
課題	・国が定める標準化の移行期限内に、新システムに合わせた業務プロセスの見直しが必要となる。					
取組事項	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、努力義務である「ガバメントクラウド」を活用しながら、対象業務システムの標準化・共通化を行う。併せて、庁内情報システム基盤のクラウドを利用した更新を行う。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	標準準拠システムの導入及び運用	導入 運用	運用 改善	次期検討		次期 導入
	情報システム基盤の導入及び運用	導入 運用	運用 改善	次期検討		次期 導入
指標	項目	目標値		実績値		
		—		—	—	—
その他	【定量的な指標を設定できない理由】 本事業は法対応のシステム基盤整備であり、定量的な指標は設定できない					

事業番号	46					
事業名	ICTを活用した教育の推進					
担当課	指導課					
目的	・「すべての学習の基盤となる資質・能力」である情報活用能力を身に付けることで、各教科等における主体的・対話的で深い学びへつなげる。 ・人々のあらゆる活動に今後一層浸透していくICTを、子どもたちが学習や日常生活の中で活用できるようにする。 ・子どもたちがICTを授業で活用することで、質の高い学習活動を実施する。					
現状と成果	令和3年度から使用を開始した学習者用コンピュータを活用した授業実践を重ね、3年間の試行の成果を「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」にまとめた。 各校の大型提示装置等のICT機器について、計画的に更新を実施した。					
課題	学習者用コンピュータの経年劣化等により、年度当初に学校へ十分な台数が行き渡らないケースが発生している。 SNSトラブル等の事例から、デジタル・シティズンシップ教育の一層の推進が必要となっている。					
取組事項	情報活用能力などの資質・能力を育成する取組みを着実に進める。武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針に基づき、デジタル・シティズンシップ教育に関する実践を蓄積する。また、国の動向を踏まえたうえで、学習者用デジタル教科書の導入・活用を推進する。各校のその他のICT機器について、計画的に更新していく。					
年次計画	項目	R7	R8	R9	R10	R11
	次期学習者用コンピュータ整備に伴う保守体制の強化	検討	運用・改善			
	教員のICT活用能力の向上	検討 実施	実施			
	デジタル教科書を含む児童・生徒用ソフトウェア等の整備・運用	検討	運用・改善			
指標	項目		目標値		実績値	
	オンライン授業を実施できる環境が整っている学級の割合		100%	R11年度	—	—
	教員が授業にICTを活用して指導する能力		80%	R11年度	—	—
その他	環境整備、指導する能力とも、令和7年度から数値化する予定のため、現段階の実績値の記載ができない。					

武蔵野市総合政策部企画調整課

〒180-8777

武蔵野市緑町2丁目2番28号

TEL 0422-60-1801

FAX 0422-51-5638

E-mail sec-kikaku@city.musashino.lg.jp

URL <http://www.city.musashino.lg.jp>